

お か や ま 労 働

2022
冬
No.496

OTEX
OKAYAMA TECHNOLOGY EXHIBITION
お か や ま テ ク ノ ロ ジー 展 2021 (ONLINE)
～ 精 鋭 企 業 と 出 会 う 技 術 展 示 商 談 会 ～

技術でミライを
変えていく

リアル展風景
(2021)

講演会場

出展者
プレゼン
テーション

表面処理
熱処理・塗装
電気・電子機器組立
樹脂加工・ゴム加工
設計・ソフト
工具

FA機器
検査・測定機器
生産設備関連
IT・IoT
素材
共同出展事務局

製造・鍛造
溶接・製缶
プレス・板金
金型・治具

切削・研削

出展企業
ブース

自社製品
ものづくり関連商社
サービス
その他

自社製品

何度でもアクセスできます！
いつでも、どこでも、

お か や ま テ ク ノ ロ ジー 展 (OTEX) 2021 (ONLINE) を開催しています

県内の機械系ものづくり企業の新技术・製品開発力・製品等を広くアピールすることで、県内外企業とのマッチングの機会や学生等が優れた技術を持つ県内企業を知る機会を創出するため、「お か や ま テ ク ノ ロ ジー 展 (OTEX) 2021 (ONLINE)」を開催しています。

今回のオンライン展には、総勢167の企業や機関が出展しています。会期中は24時間いつでも、どこでも、何度でも来場いただけます。優れた技術や製品を持つ地元企業を知っていただくチャンスです！ぜひ、この機会にオンラインでOTEXにご来場ください。

皆さまからのアクセスをお待ちしています。

会期 令和4年3月31日(木)まで
24時間閲覧可能

URL <https://otex-online.jp>

問合せ先 おかやまテクノロジー展 (OTEX)2021 事務局
電話 086-286-9670

目次

おかやまテクノロジー展(OTEX)2021(ONLINE)	表紙
第41回全国障害者技能競技大会岡山県入賞者	2
第59回技能五輪全国大会岡山県入賞者	2
就活解禁!「岡山県合同企業説明会」を開催します!	3
「おかやま子育て応援宣言企業」募集!	3
県立高等技術専門学校 令和4年4月入校生募集	4
育児・介護休業法が改正されました	5
「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業主にも義務化されます!	6
一般事業主行動計画の策定・情報公表が101人~300人事業主も義務となります!	7
石綿の事前調査結果の報告が義務化されます	8
中退共で退職金	8
職場における労働衛生基準が変わります	9

「雇用保険マルチジョブホルダー制度」を新設します	10
公共職業訓練受講者募集&見学説明会参加者募集	11
21世紀職業財団が課題解決へのお手伝いをいたします	11
おかやまシニア就業サポートデスク	11
「労使のトラブル」ご相談ください	12
心身の健康に関する研修会のお知らせ	12
岡山県教育委員会からのお知らせ	13
~命のボランティア~骨髄バンクへのドナー登録にご協力をお願いします!	14
人権の尊重される社会の実現に向けて	14
働く皆さんを応援します!	15
企業を「進化」させる「人材」を紹介いたします!	15
岡山県最低賃金	裏表紙

第41回全国障害者技能競技大会で岡山県選手2名が入賞!

「第41回全国障害者技能競技大会（アビリンピック）」が、令和3年12月17日（金）から12月20日（月）まで、東京ビッグサイトで開催されました。

この大会は、障害のある方が日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害のある方に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図るために毎年開催されています。（国際大会のある年は開催なし。）

今回の大会には、全国から25職種に370名の選手が参加し、技を競いました。岡山県からは、8職種に8名の選手が参加し、そのうち、2名が入賞しました。



銅賞：二宮選手



銅賞：松山選手

入賞選手

賞名	競技種目名	選手氏名	所属名
銅賞	機械CAD	二宮 和哉	株式会社旭化成アビリティ水島営業所
	電子機器組立	松山 雄樹	パナソニック吉備株式会社

第59回技能五輪全国大会で岡山県選手5名が入賞!

～岡山県代表選手 銀賞 2、銅賞 1、敢闘賞 2を受賞!!～

次世代のものづくりを担う青年技能者が技の日本一を競う「第59回技能五輪全国大会」が、令和3年12月17日（金）から12月20日（月）まで、東京ビッグサイトなど14会場で開催されました。

今回の大会には、全国から42職種に1,028名の選手が参加しました。

岡山県からは、5職種に10名の選手を派遣し、洋裁職種では銀賞を2名が、曲げ板金職種では銅賞を1名が、造園職種では敢闘賞を2名がそれぞれ受賞し、合わせて5名が入賞しました。

入賞選手

賞名	競技種目名	選手氏名	所属名
銀賞	洋裁	笹埜 侑花	専門学校岡山ビジネスカレッジ
		森 莉菜	
銅賞	曲げ板金	庄司 光太	三菱自動車工業株式会社水島製作所
敢闘賞	造園	松重 達也	株式会社武田芳翠園
		行守 真優	岡山県立興陽高等学校



銀賞：笹埜選手



銀賞：森選手



銅賞：庄司選手



敢闘賞：松重選手



敢闘賞：行守選手

就活解禁！【岡山県合同企業説明会】を開催します！

令和5(2023)年3月大学等卒業予定者や既卒者等を対象に、県内大学等で構成される大学コンソーシアム岡山による「岡山県合同企業説明会」を開催します。県内大学推薦の優良企業約160社が参加する県内最大級の合同企業説明会です。対面とオンライン、どちらでも参加できます。「岡山県合同企業説明会」で就活を本格スタートしませんか。

1 日 時

◆**対面** <ジップアリーナ岡山 岡山市北区いすみ町2-1-3>
令和4年3月3日(木)

1部 80社 9:30~12:00
 2部 80社 14:30~17:00

◆**オンライン** <Zoom>

令和4年3月2日(水)

対面2部の80社 10:00~17:00

令和4年3月4日(金)

対面1部の80社 10:00~17:00

2 対象者

- ・令和5(2023)年3月大学等卒業予定者
- ・令和4(2022)年3月大学等卒業予定者
- ・既卒者(卒業後3年以内の方)等

3 実施内容

- ・参加企業による会社概要等の説明など

4 申し込み

事前申し込みが必要です。

詳しくはこちら →

(<https://gosetsu.infomark.jp/>)



5 問い合わせ先

大学コンソーシアム岡山事務局(岡山市北区理大町1-1)

TEL: 086-256-9771

E-mail: office@consortium-okayama.jp

岡山県中小企業団体中央会

(岡山市北区弓之町4-19-202)

TEL: 086-224-2245

E-mail: teichaku@okachu.or.jp

「おかやま子育て応援宣言企業」募集！

「おかやま子育て応援宣言企業」は、従業員の子育てや地域における子育てを応援するための具体的な取組を、企業・事業所等に宣言していただき、県が登録する制度です。

令和元年度から、新たなステップとして、従業員の仕事と家庭の両立支援に、特に積極的な企業等を「アドバンス企業」として認定する制度を開始しています。

登録



「おかやま子育て応援宣言企業」登録制度

従業員の子育てや、地域における子育てを応援するための具体的な取組を企業・事業所に宣言していただき、県が登録する制度です。

認定



「アドバンス企業」認定制度

次世代育成対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、時間外労働の上限規制等の遵守や、子育てを応援するための取組を進めている企業等を、県が認定する制度です。

表彰

他の模範となる優れた取組を行った企業等に対し、県知事賞が贈呈されます。

「おかやま子育て応援宣言企業」登録制度

登録対象 県内に本社または事業所があり、事業活動を行う法人、個人、又は団体の組織

「おかやま子育て応援宣言企業」になるには

従業員の子育てや、地域における子育てを応援するための具体的な取組を応募用紙へ記入(又は入力)し、県へ提出してください。企業を訪問し、宣言内容を確認させていただいた後、県から登録証を進呈するとともに、県ホームページで登録企業として公表します。

取組例

- ①育児休業を取得しやすい社内環境を整えるため、社内研修を行います。
- ②フレックスタイムを導入し、働き方の選択肢を増やします。
- ③地域の青少年健全育成活動(スポーツ少年団指導)を積極的に支援します。
- ④再就職を希望する女性を対象に、職場体験講習を行います。
- ⑤従業員の仕事と家庭の両立を支援する「イクボス」になることを宣言します。

提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
 岡山県保健福祉部
 子ども未来課

電話：086-226-7347 FAX：086-226-7902
 メール：kosodate@pref.okayama.lg.jp

応募様式や制度の詳細は

[おかやま子育て応援宣言](#) [検索](#)

●●●● 県立高等技術専門校令和4年4月入校生募集

県立高等技術専門校では、令和4年3月に中学校・高等学校を卒業予定の方及び離職者の方を対象に、令和4年4月入校生の募集を行います。

1 募集対象者及び募集訓練科

校	訓練科	募集対象者（応募資格）				定員	訓練期間	授業費等の有無
		①新規学卒予定・離職者の別			②学歴			
		離職者	新規中卒	新規高卒				
南部校	環境設備工学科	○		○	高卒以上	20名	2年	有
	溶接科	○		○	高卒程度	20名	1年	
	機械加工科	○		○	高卒程度	10名	1年	
	造園・エクステリア科	○	○	○	不問	20名	1年	無
	アパレルクリエイト科	○		○	不問	20名	1年	
	塗装科	○	○	○	不問	20名	1年	
北部校	電気設備科	○		○	高卒程度	20名	1年	有
	木造建築・再生科	○		○	高卒程度	10名	1年	
	木工・デザイン科	○	○	○	不問	10名	1年	無
	建物設備サービス科	○			不問	10名	6か月	
	ケアサービス科	○			不問	20名	6か月	
美作校	自動車整備工学科	○		○	高卒以上	20名	3年	有
	自動車車体整備科	○		○	高卒程度	20名	1年	
	総合実務科	知的障害のある方で、原則新規学卒予定者			不問	10名	1年	無

※①新規学卒予定・離職者の別

- 「新規中卒」 令和4年(2022年)3月に中学校を卒業予定の方
- 「新規高卒」 令和4年(2022年)3月に高等学校を卒業予定の方
- 「離職者」 上記の「新規中卒」、「新規高卒」以外の方

※②学歴

- 「高卒以上」 高等学校卒業以上の学歴の方。令和4年(2022年)3月に高等学校を卒業予定の方も対象です。
- 「高卒程度」 高等学校卒業程度の学力を有する18歳以上の方。(実際に高校を卒業していなくても、受験可能です。)令和4年(2022年)3月に高等学校を卒業予定の方も対象です。
- 「不問」 学歴に関わらず、どなたでも受験可能です。

2 受付期間

令和4年1月12日(水)～令和4年3月3日(木)

3 申込み先

- 新規高等学校卒業予定の方
- …希望する訓練科のある高等技術専門校
- 上記以外の方
- …管轄の公共職業安定所(ハローワーク)

～実際の訓練を見学してみませんか？～

各専門校では、訓練の見学を随時受け付けています。ご自分にあった訓練科を選んでいただくためにも、ぜひ一度、実際の訓練の様子をご覧ください！見学をご希望の方は、事前に各専門校へご連絡ください。

4 選考日 ※[]は予備日

令和4年3月17日(木)〔3月18日(金)〕

5 問い合わせ先

南部高等技術専門校(倉敷市新田3241)
TEL 086-424-3311

北部高等技術専門校(津山市川崎953)
TEL 0868-26-1125

北部高等技術専門校美作校(美作市安蘇345)
TEL 0868-72-0453

専門校入校案内ホームページ

<https://www.pref.okayama.jp/page/562287.html>



令和4年4月1日より段階的に施行

育児・介護休業法が改正されました

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度（出生時育児休業制度）の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正を行いました。

令和4年4月1日施行

① 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が事業主の義務化

- 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備（研修、相談窓口設置等）
- 妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

② 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和

改正前	改正後
（育児休業の場合） (1) 引き続き雇用された期間が1年以上 (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない	● (1)の要件を撤廃し、(2)のみに ※無期雇用労働者と同様の取り扱い （引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可）

令和4年10月1日施行

③ 産後パパ育休（出生時育児休業）の創設 ④ 育児休業の分割取得

	産後パパ育休（R4.10.1～） 育休とは別に取得可能	育休制度（R4.10.1～）	育休制度（現行）
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 （最長2歳）まで	原則子が1歳 （最長2歳）まで
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能	分割して 2回取得可能	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の延長		育休開始日を柔軟化	育休開始日は1歳、1歳半の時点に限定
1歳以降の再取得		特別な事情がある場合に限り再取得可能	再取得不可

令和5年4月1日施行

⑤ 育児休業取得状況の公表の義務化

従業員数1,000人超の企業は、育児休業等の取得の状況を公表することが義務付けられます。

（お問い合わせ）岡山労働局 雇用環境・均等室 TEL 086-225-2017
 育児・介護休業法の詳細については、厚生労働省HP「育児・介護」で検索

／中小企業の事業主の皆さま／

労働施策総合推進法に基づく 「パワーハラスメント防止措置」が 中小企業の事業主にも義務化されます！

令和4年
4月1日より

令和2年6月1日に「改正 労働施策総合推進法」が施行されました。
中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置は、令和4年4月1日から義務化されます。
(令和4年3月31日までは努力義務)

◇ 職場における「パワーハラスメント」とは？

職場において行われる①～③までの要素を全て満たすものをいいます。

- ① 優越的な関係を背景とした言動であって、
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの



※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しません。

◇ 職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置とは？

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません（義務）。

事業主の方針等の 明確化および周知・啓発	①職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること ②行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等文書に規定し、労働者に周知・啓発すること
相談に応じ、適切に対応 するために必要な体制の整備	③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること
職場におけるパワハラ に関する事後の 迅速かつ適切な対応	⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること（事実確認ができなかった場合も含む）
併せて講ずべき措置	⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること ※労働者が事業主に相談したこと等を理由として、事業主が解雇その他の不利益な取り扱いを行うことは、労働施策総合推進法において禁止されています。

◇ 法改正への対応はお済みでしょうか？

法改正への対応として、規定の整備や社内体制の整備が必要となります。

- パワーハラスメントを行ってはならないことを明確化し労働者に周知している
- パワーハラスメント行為者について厳正に対処する方針及び対処の内容を定め労働者に周知している
- 相談窓口をあらかじめ設置し、労働者に周知している
- 相談者・行為者等のプライバシー保護や相談したことなどを理由に不利益取り扱いをされない旨を定め、周知している

■ 就業規則への記載例や労働者への周知内容等について知りたい場合

⇒ 「岡山労働局HP」をチェック！！

[岡山労働局 パワーハラスメント](#)

岡山労働局HPでは、就業規則の記載例、労働者への周知用ポスターがダウンロードできます。



■ パワーハラスメントになりうる事例、相談窓口での対応方法、社内研修の内容等について知りたい場合

⇒ ポータルサイト「明るい職場応援団HP」をチェック！！

[あかるい職場応援団 HP](#)



2022年(令和4年)4月1日から、改正女性活躍推進法の施行により 一般事業主行動計画の策定・情報公表が 101人～300人事業主も義務となります！

一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者数が現行法の301人以上の事業主から101人以上の事業主に拡大されます。早めの準備をお願いします。

1 一般事業主行動計画の策定・届出

ステップ1：自社の女性の活躍に関する状況の把握、課題分析

- ・自社の女性の活躍に関する状況を、以下の基礎項目（必ず把握すべき項目）を用いて把握してください。
- ・把握した状況から自社の課題を分析してください。

【基礎項目】

- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合（区）
- ・男女の平均継続勤務年数の差異（区）
- ・管理職に占める女性労働者の割合
- ・労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況

（注1）事業主にとって課題があると判断された事項については、選択項目（必要に応じて把握する項目（詳細については岡山労働局HPをご確認ください））を活用し、原因の分析を深めることが有効です。

（注2）（区）の表示のある項目については、雇用管理区分ごとに把握を行う必要があります。

ステップ2：一般事業主行動計画の策定、社内周知、外部公表（300人以下事業主の場合）

- ・ステップ1を踏まえて、(a)計画期間、(b)1つ以上の数値目標、(c)取組内容、(d)取組の実施時期を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定してください。
- ・一般事業主行動計画を労働者に周知・外部へ公表してください。

ステップ3：一般事業主行動計画を策定した旨の届出

- ・一般事業主行動計画を策定した旨を労働局へ届け出てください。
（届出様式は岡山労働局HPからダウンロード可能です。）

ステップ4：取組の実施、効果の測定

- ・定期的に、数値目標の達成状況や、一般事業主行動計画に基づく取組の実施状況を点検・評価してください。

2 女性の活躍に関する情報公表（300人以下事業主の場合）

自社の女性の活躍に関する状況について、以下の項目から1項目以上選択し、求職者等が簡単に閲覧できるように情報公表してください。

① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供	② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・採用した労働者に占める女性労働者の割合(区) ・男女別の採用における競争倍率(区) ・労働者に占める女性労働者の割合(区)(派) ・係長級にある者に占める女性労働者の割合 ・管理職に占める女性労働者の割合 ・役員に占める女性の割合 ・男女別の職種又は雇用形態の転換実績(区)(派) ・男女別の再雇用又は中途採用の実績 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女の平均継続勤務年数の差異 ・10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合 ・男女別の育児休業取得率(区) ・労働者の一月当たりの平均残業時間 ・労働者の一月当たりの平均残業時間(区)(派) ・有給休暇取得率 ・有給休暇取得率(区)

※「(区)」の表示のある項目は、雇用管理区分ごとに公表を行う必要があります。

※「(派)」の表示のある項目は、労働者派遣の役務の提供を受ける場合には、派遣労働者を含めて公表を行う必要があります。

雇用管理区分とは・・・

職種、資格、雇用形態、就業形態等の労働者の区分であって、他の労働者と異なる雇用管理を行うことを予定し、設定するもの。
＜例＞：総合職、エリア総合職、一般職 / 事務職、技術職、専門職 / 正社員、契約社員、パート社員

注目! 女性活躍推進法に基づく認定制度や行動計画の詳細については岡山労働局のHPをご確認ください。

<岡山労働局HPはこちら>

岡山労働局 女性活躍推進法

検索



お問い合わせ先



岡山労働局雇用環境・均等室 TEL 086(225)2017

解体・改修工事の受注者(解体・改修工事実施者)の皆さまへ

建築物(個人宅含む)・工作物の解体工事、 リフォーム・修繕などの改修工事に対する 石綿の事前調査結果の報告が義務化されます

一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、石綿含有の有無の事前調査の結果等を、あらかじめ、電子システムで報告することが義務になります
(令和4年4月1日以降に開始する工事から適用)

◇ **報告が必要な工事** ※石綿が含まれていない場合もその旨の報告が必要です

① **解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事**

※建築物の解体物の工事とは、建築物の壁、柱および床を同時に撤去する工事をいう

② **請負金額が税込み100万円以上の建築物の改修工事**

※建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいう

※請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう

③ **請負金額が税込み100万円以上の下記工作物の解体工事・改修工事**

- ・ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- ・ 配管設備(建築物に設ける給水・排水・換気・冷房・排煙設備等を除く)
- ・ 焼却設備
- ・ 煙突(建築物に設ける排煙設備等を除く)
- ・ 貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
- ・ 発電設備(太陽光発電設備、風力発電設備を除く)
- ・ 変電設備、配電設備、送電設備(ケーブルを含む)
- ・ トンネル天井版
- ・ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井版
- ・ 遮音壁、軽量盛土保護パネル

◇ **報告の方法**

- ・ 複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請負事業者が請負事業者に関する内容も含めて報告する必要
- ・ 平成18年9月1日以降に着工した工作物について、同一の部分を定期的に改修する場合は、一度報告を行えば、同一部分の改修工事については、その後の報告は不要

【岡山労働局 労働基準部 健康安全課 086-225-2013】

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい
国の退職金制度です。

① 国の制度だから**安全・安心!**

さらに掛金の一部を国が助成します。

② 社外積立で**ラクラク管理!**

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は**全額非課税**でオトク!

節税に加え、手数料もかかりません。

● パートタイマーさんも
ご加入いただけます。

● 他の退職金・企業年金制度等
とのポートビリティも可能です。

詳しくは
ホームページをご覧ください

中退共 検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

職場における労働衛生基準が変わります ～照度、便所、救急用具等に係る改正を行います～

令和3年12月に「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が公布され、職場における一般的な労働衛生基準が見直されます。事務所における照明の基準のほか、事務所その他の作業場における清潔、休養などに関する労働衛生基準は、次によることとさせていただきます。

省令の改正に伴って変更される点
<p>○作業面の照度【事務所則第10条】※令和4年12月1日施行 現在の知見に基づいて事務作業の区分が変更され、基準が引き上げられます。</p> <p>○便所の設備【事務所則第17条、安衛則第628条】 新たに「独立個室型の便所」※が法令で位置付けられます。 便所を男性用と女性用に区別して設置するという原則は維持されますが、独立個室型の便所を付加する場合の取扱い、少人数の作業場における例外と留意事項が示されます。 なお、従来の設置基準を満たしている便所を設けている場合は変更の必要はありません。 ※男性用と女性用に区別しない四方を壁等で囲まれた一つの便房により構成される便所。</p> <p>○救急用具の内容【安衛則第634条】 作業場に備えなければならない負傷者の手当に必要な救急用具・材料について、具体的な品目の規定がなくなります。</p>

ポイント：社会状況の変化に合わせすべての働く人々を視野に対応
<p>作業場における清潔を保持するための措置、休養のための措置、良好な作業環境を確保するための措置などは、すべての働く人々にとって重要です。関係通達も含めた労働衛生基準の見直しについて、下段で詳しく説明しています。</p>

職場における労働衛生基準の見直しの主な項目とポイント

(事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部改正関係)

主な項目	見直しのポイント
照度【事務所のみ】 (R4.12.1 施行)	<ul style="list-style-type: none"> 事務作業における作業面の照度の作業区分を2区分とし、基準を引き上げる。 一般的な事務作業 (300ルクス以上) 付随的な作業 (150ルクス以上) 精密な作業では、作業ごとにJIS Z9110などの基準を参照する。
便所 ※便所を男性用と女性用に区別して設置する原則は維持。	<ul style="list-style-type: none"> 男性用と女性用の便所を設けた上で、独立個室型の便所^{注)}を設けたときは、男性用及び女性用の便所の設置基準に一定数反映させる。 少人数(同時に就業する労働者が常時10人以内)の作業場において、建物の構造の理由からやむを得ない場合などについては独立個室型の便所で足りるものとする。既存の男女別便所の廃止などは不可。 従来の基準を満たす便所を設けている場合は変更は不要。 <p>注) 独立個室型の便所：男性用と女を区別しない四方壁等で囲まれた一つの便房により構成される便所。</p>
シャワー設備等	設ける場合は誰もが安全に利用できるようにプライバシーにも配慮する。
休憩の設備	事業場の実情に応じ、広さや設備などを検討することが望ましい。
休憩室・休養所	<ul style="list-style-type: none"> 随時利用が可能となるよう機能を確保する。 入口・通路からの目隠し、出入り制限等、設置場所等に応じ、プライバシーと安全性の両方に配慮する。
作業環境測定 【事務所のみ】	一酸化炭素、二酸化炭素濃度の測定機器は、検知管に限らず同等以上の性能を有する電子機器等も可である旨を明示する。
救急用具の内容	<p>作業場に備えるべき救急用具・材料について、一律に備えなければならない具体的な品目についての規定を削除する。</p> <p>職場で発生することが想定される労働災害等に応じ、応急手当に必要なものを産業医等の意見、衛生委員会等での調査審議、検討等の結果等を踏まえ、備え付けることとする。</p>

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

「雇用保険マルチジョブホルダー制度」を新設します 2022年1月1日スタート

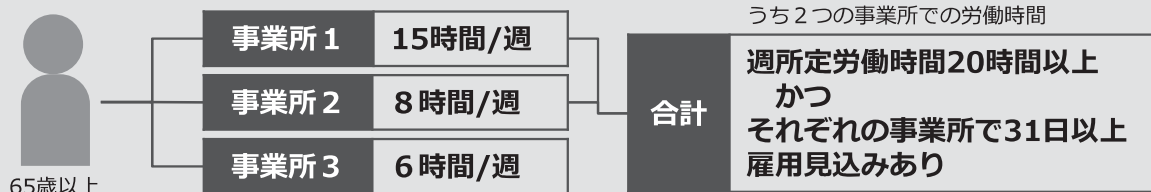
雇用保険マルチジョブホルダー制度とは

- 雇用保険マルチジョブホルダー制度は、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して適用対象者の要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることができる制度です。
- マルチ高年齢被保険者であった方が失業した場合には、一定の要件を満たせば、高年齢求職者給付金を受給することができるようになります。

雇用保険マルチジョブホルダー制度の適用対象者

マルチ高年齢被保険者となるには、労働者が以下の要件をすべて満たすことが必要です。加入後の取扱いは通常の雇用保険の被保険者と同様で、任意脱退はできません。

- 1 複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること
- 2 2つの事業所（1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満）の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- 3 2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること



※ 上記の1と2の事業所で雇用保険の適用を受けた場合、2を離職しても、1と3の労働時間が週20時間以上あるため、1と2で喪失に係る届出後、改めて1と3の雇入に係る届出が必要です。

基本的な手続の流れ

マルチ高年齢被保険者としての適用を希望する本人が手続を行う必要がありますので、事業主の皆さまは、本人からの依頼に基づき、手続に必要な証明（雇用の事実や所定労働時間など）を行ってください。これを受けて、本人が、適用を受ける2社の必要書類を揃えてハローワークに申し出ます。

お願いと注意点

- マルチジョブホルダーが雇用保険の適用を受けるためには、事業主の皆さまの協力が必要不可欠です。労働者から手続に必要な証明を求められた場合は、速やかなご対応をお願いします。
- マルチジョブホルダーが申出を行ったことを理由として、解雇や雇止め、労働条件の不利益変更など、不利益な取扱いを行うことは法律上禁じられています。
- マルチジョブホルダーがマルチ高年齢被保険者の資格を取得した日から雇用保険料の納付義務が発生します。

詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください ⇒



ポリテクセンター岡山 公共職業訓練受講者募集&見学説明会参加者募集



ハートレーニング
急がば学べ

受講料
無料
※一部自己負担
があります

2020年度就職率

83.6%

未経験者
大歓迎!

まるで現場の
ような施設設備!

訓練コース

- ・CAD・NC機械科
- ・溶接技術科
- ・電気・通信施工技術科
- ・金属加工技術科<企業実習付き>
- ・電気設備技術科<企業実習付き>
- ・CAD・ものづくりサポート科
<女性対象コース>
- ・ICTシステムサポート科
- ・住宅リフォーム技術科


見学説明会&体験会

全体説明及び科の説明、実習場の見学※上記以外の日程をご希望の方はご相談ください。
見学会：9:30~12:00(受付:9:00~)
体験会：13:00~15:00
当センターに直接、お電話でお申込みください。

入所月	訓練コース名	訓練期間(月)	定員	募集期間	見学説明会 体験会	選考日	入所日	修了日
4	電気設備技術科 (55歳未満)	6	15	2/2(水)~ 2/28(月)	2/16(水) 2/24(木)	3/12 (土)	4/5 (火)	9/28 (水)
	CAD・NC機械科	6	15	3/3(木)~ 3/31(木)	3/16(水) 3/23(水)	4/9 (土)	5/10 (火)	10/31 (月)
5	溶接技術科	6	15					
	電気・通信施工技術科	6	18					
6	住宅リフォーム技術科	6	18	4/6(水)~ 4/28(木)	4/13(水) 4/20(水)	5/14 (土)	6/2 (木)	11/29 (火)
	ICTシステムサポート科	7	10					12/26 (月)

○ほとんどの方が初心者(未経験者)です。幅広い年齢の方が受講されています。
○7ヶ月間コースは、1ヶ月目に社会人に必要とされるビジネスマナー、文書作成、コミュニケーション、チームワークなどのスキルを習得する講習があります。
○訓練は、原則平日の9:05~15:10です。終了が16:05となる日もあります。
※日程は変更になる可能性があります。ホームページ等で随時ご確認ください。

ポリテクセンター岡山 086-241-0940 (平日9:00~17:00) 岡山市北区田中580番地 岡山市北區田中580番地 岡山市北區田中580番地
 駐車場・駐輪場有 (遠方の方優先、台数に限りあり) 岡山駅よりバス13系統ポリテクセンター岡山下車徒歩1分
 北長瀬駅よりバス23系統ポリテクセンター入口下車徒歩3分



ダイバーシティ推進・働き方改革支援 ハラスメント防止対策支援

社内の意識・実態調査の実施が効果的です!
~21世紀職業財団が課題解決へのお手伝いをいたします~

- 【社内状況調査】 課題把握のためのヒアリングやアンケート調査などを貴社に代わり実施いたします。集計・分析結果に加え、課題を抽出し改善策の提案を盛り込んだ報告書を作成いたします。
- 【パーソナルインタビュー】 専門家が対象者お一人ずつにインタビューを行い、キャリアや職場環境等のテーマについて、課題や悩み・要望等をお聴きして報告書にまとめます。
- 【コンサルティング】 貴社のお困りごとを担当部署の皆様と連携して解決に導くコンサルティングをいたします。

☆まずは社内状況調査を実施していただくと、展開がスムーズです。

詳細・お問い合わせは 21世紀職業財団へ <http://www.jiwe.or.jp/contactus>




公益財団法人21世紀職業財団 〒113-0033 東京都文京区本郷1-33-13 春日町ビル3F E-mail: jigyo@jiwe.or.jp

おかやまシニア就業サポートデスク

ご予約・お問い合わせ 55歳以上の方限定の無料就業相談窓口です

【電話】086-226-7270 【FAX】086-226-7869

【E-mail】geneki@pref.okayama.lg.jp

【専用ページ URL】<https://www.job-agency-okayama.jp/senior/>

【住所】〒703-8278 岡山市中区古京町1-7-36(岡山県庁 分庁舎3階)
岡山県産業労働部労働雇用政策課内 / 岡山県生涯現役促進協議会事務局




ホームページ QRコード

©岡山県「ももっち」

「労使のトラブル」ご相談ください

県労働委員会では、県内所在の事業所に勤務する労働者個人や労働組合等の労働者側と使用者側の間に生じたトラブルの相談や、3名の委員が間に入り解決策を探る「あっせん」等を行い、公正・中立な立場から話し合いによる解決のお手伝いをしています。

職場の状況変化に伴う解雇や配置転換、労働条件の変更等について、当事者間の自主的な解決が困難となった場合など、まずは、お電話、メールでご相談ください。労働者側、使用者側のどちらからでもご相談いただけます。

＜費用無料、秘密厳守＞



【お問い合わせ先】
岡山県労働委員会事務局
 電話：086-226-7563
 E-mail：kobetsu@pref.okayama.lg.jp



※ メールの場合は、相談内容を具体的に記載願います。

©岡山県「うらっち」

Q 労働委員会って？

A 労働者の団結権等の保護、労働組合と企業間の紛争解決を図るため、労働組合法に基づいて各都道府県に設置された行政の機関です。

Q どんな役割があるの？

A 主な役割として、相談やあっせんのほか、「労働組合の資格審査」や「不当労働行為の審査」なども行っています。

Q 不当労働行為って何ですか？

A 労働者の団結権等を使用者が侵害する行為で、法律で禁止されています。例えば、組合員であることを理由とする不利益な取扱いや団体交渉を正当な理由なく拒否する事などです。



©岡山県「ももっち」

心身の健康に関する研修会のお知らせ

職場のお困りごと解決に向けて



開催日	タイトル
2/14(月)	産業医にできること
2/16(水)	相談場面における傾聴の意義と技法（前編）（後編 3/16（水））
2/17(木)	職域における化学物質のリスクアセスメント 事例検討
2/22(火)	職場環境改善のためのタイプ別コミュニケーション
2/25(金)	健康診断結果の読み方（脂質異常症を中心に）★
3/2(水)	THP 指針改正の解説とこれからの健康保持増進の視点★
3/3(木)	若手社員の職場適応支援のコツ
3/11(金)	高齢労働者の転倒災害防止対策としての運動 機能チェック

受講料
無料

最新のテーマで開催します。会場は、ピュアリティまきび（岡山市北区下石井）です。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、WEB研修会も多数ご用意しています。

（★マークがあるものは、別日程で動画を配信します。事前申込みが必要です。）
 研修会の開催時間・内容などの詳細情報は ホームページでご確認ください。

お問い合わせ・申込み先 岡山産業保健総合支援センター

☎：086-212-1222 <https://okayamas.johas.go.jp/>

岡山産業保健

検索

岡山県内の企業の皆様へ

岡山県教育委員会からのお知らせ

次代を担う岡山の子どもたちの健やかな成長のため、岡山の未来のために、一緒に子育てしませんか？

育てたい意識を
夢育

家庭教育企業出前講座 ◆県教育委員会が講師を無料で派遣します！

企業内の研修等に合わせて、皆様方の学びやすい時間に家庭教育に関する出前講座を実施しています。子育てのヒント、家庭教育について学んでいただくことで、社員の皆様の家庭生活がさらに充実！仕事にも全力投球！会社のイメージアップ、優秀な人材の獲得にもつながるのではないのでしょうか。ぜひ御活用ください。



↑Wordの申込書はこちら

- 内 容** 講座内容については、御相談の上で決定
- 対 象 者** 企業等で働く子育て中の方（乳幼児から思春期の子どもをもつ保護者）及びこれから親になる方など
- 実施形式** 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、**オンライン・少人数・短時間**の実施も可能です。お気軽にお問い合わせください。オンラインでは、**リモートワーク**、**育児休暇中の方も参加**できます！



←電子申請サービスはこちらから。



Takumi 美容院にて「家庭教育を職場の人間関係に生かす」の講座

おかやま☆子ども参観日 ◆実施企業を募集しています！

子どもが自分の保護者や家族の働く姿や職場を見学する「おかやま☆子ども参観日」の実施企業を募集しています。子どもたちの職業観・勤労観を育み、家族のコミュニケーションを深める絶好の機会になります。ぜひ、事業実施を御検討ください。



実施プログラム例

- 会社紹介
- 社内見学・職場訪問
- 社長など職場の人とお話
- 仕事体験
- 社員食堂で昼食 等

※実施の参考となる情報は、県が提供します。

対 象 者 企業等で働く職員の子ども



県庁☆子ども参観日「知事とお話」(オンライン)

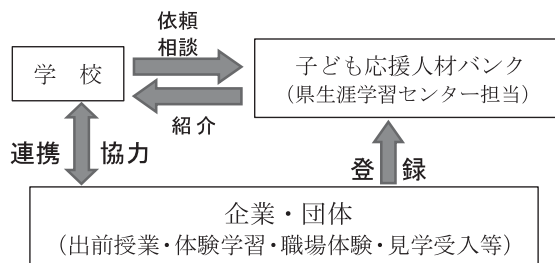
おかやま子ども応援人材バンク ◆登録していただける企業を募集しています！

専門的な知識や経験などを生かして、出前授業や体験活動等、学校支援をしていただける企業や団体等を「子ども応援人材バンク」に登録し、登録企業と学校のコーディネートを行っています。「学校の応援団」として、学校を支援していただける企業等を募集していますので、社会貢献活動の一環として、次世代を担う子どもたちへの支援に御協力ください。



桜ヶ丘東青年会主催『春休み防災デイキャンプ』での出前講座

仕組み



【お問合せ・申込み先】岡山県教育庁生涯学習課 〒700-8570 岡山市北区内山下2-5-7

E-mail: syogai@pref.okayama.lg.jp

電話：家庭教育企業出前講座
おかやま★子ども参観日
人材バンク

086-226-7597 (社会教育班)
086-226-7596 (企画推進班)
086-251-9758 (岡山県生涯学習センター)

岡山県「ばっちり!モグモグ」生活リズム向上マスコットキャラクター



～命のボランティア～ 骨髄バンクへのドナー登録にご協力をお願いします！

★白血病など重い血液の病気と診断される人は、年間およそ1万人。骨髄・末梢血幹細胞移植でしか治療が望めない患者さんも多く、年間約2,000人の方が骨髄バンクを通しての移植を望んでいます。そうした患者さんのためにドナー登録している方は、現在約53万人。しかし、患者さんと白血球の型が一致する確率は数百人から数万人に1人といわれています。ドナーの都合や健康条件が整わなければコーディネートを進めることはできず、移植を待っている患者さんのうち、移植を受けられる方は6割に過ぎない現状です。

★骨髄等を提供する場合、ドナーは事前の健康診断に何回か病院に出向いたり、提供時には数日間入院したりすることとなり、10日程度休む必要がありますが、仕事の都合がつかず断念されたり、休業中の補償がなくドナーの負担となったりしている場合もあります。職場の皆様には、ドナーが安心して骨髄等を提供できる環境づくりとともに、「骨髄ドナー休暇制度」導入へのご協力をお願いします。

★岡山県内すべての市町村で、提供が完了したドナーへの助成制度が設けられています。また、提供が完了したドナーを雇用する事業所に対し、多くの市町村が助成金を交付しており、ドナーが提供しやすい職場環境づくりを支援しています。

詳しくは、岡山県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.okayama.jp/page/345847.html>



【問い合わせ先】 岡山県 保健福祉部 医薬安全課 TEL：086-226-7341

人権の尊重される社会の実現に向けて

日本国憲法第14条では、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的、社会的関係において、差別されない。」と規定され、法の下での平等を保障しています。

「自分の人権が守られているか」、「他の人の人権が侵害されていないか」など、一人ひとりが身近なことから人権について考え、生活や活動の中で主体的かつ積極的に取り組むとともに、すべての人々が、社会の一員としてお互いに尊重し支え合いながら、明るい笑顔で暮らす社会を築きましょう。

1 「身元調査」をしない、させないようにしましょう。

結婚や就職時に調査会社などを使い、出身地や家族の状況を調べる身元調査は、人権を侵害し、差別につながる恐れが高い行為です。

婚姻は両者の合意のみに基づいて行われ、就職は本人の能力・適性によって採否が決定されるべきものです。

こうした調査を依頼しないことはもとより、調査に協力しないようにし、差別のない明るい社会を築いていきましょう。

2 「えせ同和行為」を排除しましょう。

同和問題を口実に、企業や個人に高額な書籍の購入や寄附金などを不当に要求する「えせ同和行為」は、これまで行われてきた教育や啓発の効果を覆し、同和問題の解決を遅らせてしまうものです。

一人ひとりが責任と勇気を持って、毅然とした態度で対応し、「えせ同和行為」の排除に取り組みしましょう。

お問合せ先

岡山県県民生活部人権施策推進課

電話 086-226-7406

FAX 086-234-5924



岡山県人権啓発
シンボルマーク

働く皆さんを応援します！

県内には中小企業で働く皆様が福利厚生面からサポートする5つの団体が設立されています。月々わずかな掛金で社員の皆様が多彩なサービスを受けられます！

福利厚生充実で人材確保！
少額負担で充実の福利厚生！

慶弔給付金

- ・結婚祝金
- ・出産祝金
- ・入学祝金
- ・成人祝金
- ・還暦祝金
- ・勤続祝金
- ・弔慰金
- ・傷病休業保険等



健康維持増進

- ・健康診断の受診助成
- ・人間ドックの受診助成
- ・インフルエンザ予防接種の助成
- ・健康関連施設の利用助成等

余暇活動

- ・宿泊施設の利用助成
- ・レジャー施設の利用助成
- ・各種ツアー・チケットの割引斡旋等

団体名	連絡先	対象地域
(一財)岡山市勤労者サポートプラザ(ときめきプラザ)	086-223-6364	岡山市
倉敷市勤労者福祉サービスセンター(ほとと倉敷。)	086-434-8770	倉敷市
津山圏域勤労者互助会	0868-24-3633	津山市・鏡野町・勝央町・奈義町・久米南町・美咲町
玉野勤労者福祉サービスセンター	0863-33-5000	玉野市
井原地域勤労者互助会	0866-62-8850	井原市・矢掛町

※他にも様々なサービスがあります。各団体でサービス内容が若干異なります。詳しくは、各センター、互助会へお問い合わせください。

おかやま就職応援センター

企業の「進化」させる「人財」を紹介いたします！

当社のいい人材をみつけない！

無料
おかやま就職応援センターとは？

岡山県で、がんばる企業の人材確保を応援するための無料職業紹介事業です。大学の就職担当者や教授等とも密接に連携し、企業が必要とする人材を掘り起こし、県内企業とのマッチングを行っています。

岡山で働きたい！

まずは、最寄りのセンターへお電話を

岡山本部
086-226-7313

東京オフィス 03-6280-6951 大阪オフィス 06-6131-6390

<https://www.job-agency-okayama.jp>

おかやま就職応援センター

マッチングまでの流れ

求人申込みいただいたら、おかやま就職応援センターへご連絡いただければ、弊社にマッチする人材へ「紹介状」を発行いたします。ご紹介する人材は、事前に企業人材コーディネーターが面接を行い、スキル面のチェックも含め面接を行った上でご案内いたします。費用はかかりません。

STEP 1 求人相談
まずはお電話でご予約を
求人内容について面談させていただきます。補正資料として会社案内、会社概要書、商品カタログ、組織図、給与明細などのご提供をお願いすることもございます。

STEP 2 求人票のご提出
企業人材コーディネーターが弊社の求人内容を選定と判断し、求人票をご用意いたします。

STEP 3 紹介状の発行
弊社に合った人材に紹介状を発行いたします。企業人材コーディネーターが企業と求職者との面接日程を調整します。

STEP 4 選考
選考は弊社の選考方法(面接や試験等)で行っていただきます。

STEP 5 採用決定
採用決定後は、就業支援を行います。

就職支援
岡山本部 東京オフィス 大阪オフィス

岡山本部

住所 〒703-0278 岡山市中区古沢町1-7-36
岡山県庁分庁舎
岡山県庁東館5階502号室

TEL.086-226-7313
job-agency@pref.okayama.lg.jp

ACCESS
●岡山駅南口徒歩約10分、徒歩10分
●岡山県庁東館5階502号室

東京オフィス

住所 〒105-0004 東京都港区新橋1-11-7
新橋センタービル2階
アパレルビル2Fのおかやま新橋ビル内
(新橋ビルと隣接)

TEL.03-6280-6951
kigyojinzai-td@pref.okayama.lg.jp

ACCESS
●有明駅南口徒歩約5分、徒歩10分
●丸の内線、有明駅南口徒歩10分

大阪オフィス

住所 〒541-0042
大阪市中央区今橋3-2-20
実業大学ビル内

TEL.06-6131-6390
kigyojinzai-os@pref.okayama.lg.jp

ACCESS
●地下鉄 御堂筋線、今橋駅から徒歩約5分



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

岡山県最低賃金

必ずチェック！最低賃金 使用者も、労働者も。

地域別	最低賃金	効力発生日
時間額	862 円	令和3年 10月2日

特定	最低賃金	時間額	効力発生日
耐火物製造業	940 円		令和4年 1月7日
鉄鋼業	985 円		令和4年 1月5日
空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、織製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体、フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	952 円		令和4年 2月12日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	904 円		令和4年 1月7日
自動車・同附属品製造業	936 円		令和4年 1月5日
船舶製造・修理業、船用機関製造業	980 円		令和4年 1月8日
各種商品小売業	893 円		令和4年 1月19日

- 「地域別最低賃金」は、岡山県内で働くすべての労働者に適用されます。
- 表に掲げる産業の事業場は、それぞれ該当する「特定最低賃金」が適用されますが、次に掲げる者については、「地域別最低賃金」が適用されます。
 - ① 18歳未満又は65歳以上の者
 - ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
なお、「鉄鋼業」「自動車・同附属品製造業」「船舶製造・修理業、船用機関製造業」については、雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 次の賃金は、最低賃金に算入されません。
 - ① 精進手当・通勤手当・家族手当
 - ② 時間外手当・休日手当・深夜手当
 - ③ 臨時に支払われる賃金
 - ④ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金



© 岡山県「ももっち・うらっちと仲間たち」

労働条件

相談ほっとライン

0120-811-610

※相談時間：平日夜間・土日

労働者の方、事業主の方、
労働条件でお悩みの方！お電話ください

- ・残業がきつい！ ・有給がとれない
- ・残業手当の計算方法がわからない
- ・労働条件の通知って必要なの？ などなど！

賃金引上げ

支援対策

- ◎ 「働き方改革」無料相談
岡山働き方改革推進支援センター
0120-947-188
- 業務改善助成金/働き方改革推進支援助成金
問合せ先：岡山労働局雇用環境・均等室
086-224-7639
- キャリアアップ助成金/人材確保等支援助成金
問合せ先：岡山労働局職業対策課 助成金事務室
086-238-5301

岡山労働局 賃金室 TEL(086)225-2014
岡山労働基準監督署 TEL(086)225-0591
倉敷労働基準監督署 TEL(086)422-8177
津山労働基準監督署 TEL(0868)22-7157
笠岡労働基準監督署 TEL(0865)62-4196
和気労働基準監督署 TEL(0869)93-1358
新見労働基準監督署 TEL(0867)72-1136

WEBで確認！

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>

最低賃金制度 検索



岡山県 産業労働部労働雇用政策課

〒703-8278 岡山市中区古京町1-7-36 TEL 086-226-7386 FAX 086-226-7869